

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（広報広聴課）	51
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	51
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	51
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	52
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	52
○道路の供用の開始……………（道路課）	52
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	53
道教育庁オホーツク教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	53
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定（2件）……………	54
○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知……………	60
告 示	
北海道告示第666号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成22年9月24日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 落札に係る特定役務の名称及び数量	
平成22年度下半期新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」 一式	
2 落札を決定した日	
平成22年9月1日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名	株式会社北海道朝日広告社
(2) 住 所	札幌市中央区北3条西2丁目12番の1 MID北3条ビル6階
4 落札金額	

- 17,209,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年7月20日付け北海道告示第560号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、美深土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成22年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成22. 9. 7	理 事	八 卷 等	中川郡美深町字富岡138番地
同	同	同	中 瀬 正 美	同 字美深179番地
同	同	同	戸 梶 昇	同 字敷島90番地 1
同	同	同	松 田 靖 裕	同 字吉野60番地
同	同	同	野 上 秀 樹	同 字美深278番地 3
同	同	監 事	菅 野 福 義	同 字斑溪283番地
同	同	同	伴 井 隆 夫	同 字美深196番地
退 任	同 22. 9. 6	理 事	梅 田 重 雄	同 字美深229番地
同	同	同	戸 梶 昇	同 字敷島90番地 1
同	同	同	松 田 靖 裕	同 字吉野60番地
同	同	同	内 村 寿 雄	同 字美深564番地
同	同	同	八 卷 等	同 字富岡138番地
同	同	監 事	菅 野 福 義	同 字斑溪283番地
同	同	同	伴 井 隆 夫	同 字美深196番地

北海道告示第668号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所

函館市元村町84の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

積丹郡積丹町・岩内郡共和町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

虻田郡ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

虻田郡真狩村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成22年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 都市計画の種類
- 道路
- 2 都市計画を定めた土地の区域
- | 種別名 | 称 | 起 | 点 | 終 | 点 | 主な経過地 |
|------|------------|-------|---------|-------|---|-------|
| 幹線街路 | 3・3・5号とん田通 | 北見市昭和 | 北見市上ところ | 北見市北光 | | |
- （縦覧に供する都市計画の図書のとり）

北海道告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-----------|--------------------------------|------------|
| 道道 根室中標津線 | 野付郡別海町別海5番29地先から同郡別海町別海5番8地先まで | 平成22. 9.28 |

総合振興局告示及び
振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第51号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年9月24日 北海道十勝総合振興局長 竹 林 孝 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車 2台 (乗用自動車2台と交換) 2 落札を決定した日 平成22年9月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ホンダクリオ帯広 (2) 住 所 帯広市西22条北1丁目12番地32 4 落札金額 3,596,170円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年8月13日付け北海道十勝総合振興局告示第40号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目	ウ A重油その3 (美幌地区) 121,659ℓ エ A重油その4 (網走地区) 120,928ℓ オ A重油その5 (斜里地区) 58,996ℓ カ A重油その6 (遠軽地区) 105,330ℓ キ A重油その7 (紋別地区) 131,659ℓ アからキまでについては、それぞれの入札による。 (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号 (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成23年4月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格(暖房燃料)を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
道 教 育 庁 オ ホ ー ツ ク 教 育 局 告 示	
北海道教育庁オホーツク教育局告示第12号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成22年9月24日 北海道教育庁オホーツク教育局長 森 徳 男 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量 ア A重油その1(北見地区①) 149,664ℓ イ A重油その2(北見地区②) 200,973ℓ	ア 申 請 の 時 期 平成22年9月24日(金)から10月12日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎1階保健所会議室(送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北

7 条西 3 丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室)

(2) 入 札 日 時

- ア 1 の(1)のア及びイ 平成22年10月21日 (木) 午前 9 時30分
イ 1 の(1)のウからオまで 平成22年10月22日 (金) 午前 9 時30分
ウ 1 の(1)のカ及びキ 平成22年10月21日 (木) 午後 2 時
(送付による場合は、10月20日 (水) 午後 5 時までに必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4 に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ
(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)のウ及び 3 の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北 7 条西 3 丁目
電話番号 0152-41-0786

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 149,664 liter

- b Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 200,973 liter
c Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 121,659 liter
d Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 120,928 liter
e Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 58,996 liter
f Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 105,330 liter
g Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 131,659 liter

B Bid tendering date and time :

- a a, b 9 : 30 A.M., October 21, 2010
b c, d, e 9 : 30 A.M., October 22, 2010
c f, g 2 : 00 P.M., October 21, 2010

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 20, 2010)

- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 3, Kita 7, Abashiri 093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0786

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第 8 号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成22年 9 月24日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 1 事 件 名
平成22年 (収) 第 3 号一級河川石狩川水系当別川当別ダム建設工事収用事件
2 起業者の名称
北海道
石狩西部広域水道企業団
3 事業の種類
一級河川石狩川水系当別川当別ダム建設工事
4 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在 地 番 地 目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示		種 類	
								受付年月日・受付番号			

石狩郡当別町 字青山奥	4001番 3	公衆用 道路	122	122.34	122.34	片田 顕	札幌市中央区宮の森2条3丁目2番10号	当別町		なし	使用借権 (町道敷地)
----------------	------------	-----------	-----	--------	--------	------	---------------------	-----	--	----	----------------

5 裁決手続開始決定の日
平成22年9月17日

北海道収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成22年9月24日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

1 事 件 名
平成22年（収）第4号一級河川石狩川水系当別川当別ダム建設工事収用事件

2 起業者の名称
北海道
石狩西部広域水道企業団

3 事業の種類
一級河川石狩川水系当別川当別ダム建設工事

4 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土地に 関して 権利を 有する 関係人
所 在 地 番	地 目	登記記録上 の 地 積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよう とする土地 の面積(㎡)	氏 名	住 所		
石狩郡当別町 字青山奥	1297番 28	田	694	694.63	694.63	別紙のとおり		なし
	1297番 112	原野	508	508.79	508.79			
	1297番 113	雑種地	19	19.05	19.05			

5 裁決手続開始決定の日
平成22年9月17日

別紙

氏 名	住 所
共有持分967,680分の128,520 佐 藤 数 信（ただし、登記記録上の氏名は、佐藤数信） （共有持分8分の1 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の360）	札幌市厚別区もみじ台北1丁目10番8号 （ただし、登記記録上の住所は、 石狩郡当別町字青山奥番外地）

（亡）長谷川 久 作（共有持分8分の1）
（亡）後 藤 清（共有持分8分の1）
（亡）加 藤 政 司（共有持分8分の1）
（亡）一 原 直 行（共有持分8分の1）
（亡）岩 倉 サンコ（共有持分8分の1）
（亡）畠 中 宗 廣（共有持分8分の1）
（亡）長谷川 與三吉（共有持分8分の1）
上記7名の法定相続人として

共有持分967,680分の68,040 長谷川 久 子 〔（亡）長谷川久作の法定相続による共有持分16分の1 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の360〕 共有持分967,680分の68,040 石 山 良 子 〔（亡）長谷川久作の法定相続による共有持分16分の1 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の360〕 上記不在者財産管理人 石 山 しおり 共有持分967,680分の17,280 齋 藤 保 枝 （（亡）後藤清の法定相続による共有持分56分の1） 共有持分967,680分の17,280 後 藤 英 則 （（亡）後藤清の法定相続による共有持分56分の1） 共有持分967,680分の17,280 杉 浦 歌 子 （（亡）後藤清の法定相続による共有持分56分の1） 共有持分967,680分の17,280 佐 藤 民 子 （（亡）後藤清の法定相続による共有持分56分の1） 共有持分967,680分の17,280 後 藤 和 子 （（亡）後藤清の法定相続による共有持分56分の1） 共有持分967,680分の17,280 後 藤 一 之 （（亡）後藤清の法定相続による共有持分56分の1） 共有持分967,680分の17,280 後 藤 清 枝 （（亡）後藤清の法定相続による共有持分56分の1）	札幌市厚別区青葉町4丁目1番33号 札幌市中央区旭ヶ丘1丁目5番20号 石山己之吉方 札幌市中央区旭ヶ丘1丁目5番20号 石山己之吉方 札幌市北区新琴似6条4丁目3番9号 石狩郡当別町六軒町69番地15 札幌市西区琴似4条3丁目1番22号 千歳市長都駅前4丁目3番6号 札幌市北区麻生町5丁目7番29－601号 札幌市北区新琴似8条14丁目6番55号 みのる荘 千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町91番地の3 ディアス美野里B－202号	共有持分967,680分の6,720 一 條 フ ザ （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18） 共有持分967,680分の6,720 畠 中 夫 美 （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18） 共有持分967,680分の6,720 大 森 慶 司 （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18） 共有持分967,680分の6,720 大 森 忠 司 （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18） 共有持分967,680分の2,240 坂 本 千 恵 （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の6） 共有持分967,680分の2,240 中 川 美智子 （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の6） 共有持分967,680分の2,240 大 森 房 則 （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の6） 共有持分967,680分の3,360 大 森 サキコ （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の9） 共有持分967,680分の1,120 湊 久美子 （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の3） 共有持分967,680分の1,120 大 森 光 明 （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の3） 共有持分967,680分の1,120 大 森 康 史 （（亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の3）	千歳市住吉1丁目6番11－302号 登別市千歳町6丁目1番地44 札幌市西区西野6条10丁目22番3号 埼玉県越谷市大沢1丁目16番25号 安田ハイツ2号 札幌市厚別区もみじ台東5丁目1番32－404号 深川市北光町2丁目6番1号 札幌市南区澄川5条11丁目3番17号 石狩郡当別町元町103番地20 石狩郡当別町元町103番地20 石狩郡当別町樺戸町476番地32 石狩郡当別町末広1654番地59
---	---	---	---

共有持分967,680分の6,720 小 武 君 代 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18)	石狩郡当別町元町691番地10	今 井 民 生 （亡）一原直行の法定相続による共有持分768分の6)	石狩郡当別町字東裏1613番地の2
共有持分967,680分の6,720 加 藤 雅 俊 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18)	石狩郡当別町北栄町67番地34	共有持分967,680分の7,560 今 井 正 欣 （亡）一原直行の法定相続による共有持分768分の6)	函館市梁川町11番9－101号
共有持分967,680分の6,720 鳥 居 裕 子 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18)	札幌市豊平区中の島2条12丁目3番6号	共有持分967,680分の35,280 一 原 靖 幸 （亡）一原直行の法定相続による共有持分768分の28)	石狩郡新篠津村第46線北16番地
共有持分967,680分の6,720 加 藤 辰 則 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18)	河東郡鹿追町泉町4丁目1番地12	共有持分967,680分の35,280 勝 藤 美知子 （亡）一原直行の法定相続による共有持分768分の28)	石狩郡当別町字弁華別27番地1
共有持分967,680分の6,720 加 藤 則 之 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18)	神奈川県横浜市金沢区寺前二丁目26番21－604号	共有持分967,680分の35,280 一 原 久 志 （亡）一原直行の法定相続による共有持分768分の28)	札幌市清田区里塚2条6丁目13番7号
共有持分967,680分の6,720 加 藤 秀 光 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の18)	千歳市寿2丁目15番1－404号	共有持分967,680分の30,240 岩 倉 守 逸 （亡）岩倉サンコの法定相続による共有持分32分の1)	札幌市東区北23条東6丁目2番25号 プチフル23－101号
共有持分967,680分の10,080 渡 邊 幸 子 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の27)	札幌市白石区北郷6条10丁目3番14号 すみれマンション	共有持分967,680分の30,240 岩 倉 栄 喜 （亡）岩倉サンコの法定相続による共有持分32分の1)	石狩郡当別町樺戸町50番地
共有持分967,680分の10,080 高 橋 洋 子 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の27)	小樽市新光2丁目8番1号	共有持分967,680分の30,240 岩 倉 嵩 （亡）岩倉サンコの法定相続による共有持分32分の1)	石狩郡当別町東町940番地1 町住404号
共有持分967,680分の10,080 三國谷 由美子 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の27)	小樽市入船3丁目11番3号 三國谷方	共有持分967,680分の30,240 岩 倉 末 洋 （亡）岩倉サンコの法定相続による共有持分32分の1)	石狩郡当別町東町940番地19
共有持分967,680分の10,080 佐 藤 公 則 （亡）加藤政司の法定相続による共有持分2,592分の27)	小樽市稲穂4丁目16番11号	共有持分967,680分の24,192 三 木 チエノ （亡）畠中宗廣の法定相続による共有持分40分の1)	札幌市西区八軒7条東5丁目1番21－215号
共有持分967,680分の7,560		共有持分967,680分の24,192 畠 中 千 義 （亡）畠中宗廣の法定相続による共有持分40分の1)	札幌市西区発寒12条5丁目1番17－101号

共有持分967,680分の24,192 菅 原 養 子 （亡）畠中宗廣の法定相続による共有持分40分の1） 共有持分967,680分の24,192 藤 山 清 美 （亡）畠中宗廣の法定相続による共有持分40分の1） 共有持分967,680分の24,192 畠 中 廣 文 （亡）畠中宗廣の法定相続による共有持分40分の1） 共有持分967,680分の60,480 長谷川 な を （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の2,880） 上記不在者財産管理人 富 岡 哲 夫 共有持分967,680分の1,260 箕 田 麗 子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の60） 共有持分967,680分の315 寶 崎 雅 延 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の15） 共有持分967,680分の315 渡 邊 美智子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の15） 共有持分967,680分の315 堀 元 粹 子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の15） 共有持分967,680分の315 寶 崎 秀 幸 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の15）	札幌市豊平区豊平3条4丁目1番22号 札幌市手稲区星置2条7丁目7番6号 札幌市中央区南5条西22丁目1番31号 不明 （ただし、本籍は、石狩郡当別町字青山野村農場内） 札幌市西区八軒4条東4丁目3番1ー711号 岩見沢市北村豊正266番地 白老郡白老町緑丘1丁目14番35号 静岡県裾野市稲荷125番地の15 ベルメゾン裾野1ー101 850 MERRITT ST, COQUITLAM, B.C, CANADA （日本語表記：カナダ国ブリティッシュコロンビア州コキットラム市メリット通り850番地） 千葉県市川市東和田1丁目5番1ー501号		共有持分967,680分の210 佐々木 尚 子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の10） 共有持分967,680分の210 佐々木 徹 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の10） 共有持分967,680分の420 川 島 孝 志 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20） 共有持分967,680分の420 逢 坂 智 子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20） 共有持分967,680分の420 三 浦 公 子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20） 共有持分967,680分の210 川 島 美津子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の10） 共有持分967,680分の105 川 島 潤 美 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の5） 共有持分967,680分の105 川 島 陸 誉 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の5） 共有持分967,680分の420 成 田 文 江 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20）	（サーパス市川） 札幌市中央区北3条西18丁目1番地1 ライオンズマンション美術館通り1005号 宮城県石巻市渡波字浜曾根の壱129番地84 ハイツ桜201号 札幌市手稲区前田6条10丁目6番8号 苫小牧市音羽町1丁目12番9号 苫小牧市日の出町2丁目7番18号 コンフォート102号 愛知県半田市雁宿町3丁目203番地の1 パークサイド雁宿2号館301号 愛知県半田市雁宿町3丁目203番地の1 パークサイド雁宿2号館301号 愛知県半田市雁宿町3丁目203番地の1 パークサイド雁宿2号館301号 愛知県岡崎市巾島町字カラムシ1番地1
---	--	--	--	---

共有持分967,680分の420 鹿 内 良 一 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20	（ネオシティ岡崎南204） 札幌市白石区北郷3条14丁目3番5号	共有持分967,680分の420 山 田 裕 司 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20	登別市登別東町4丁目47番地2
共有持分967,680分の210 鹿 内 見嘉子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の10	札幌市豊平区平岸2条9丁目1番30－603号	共有持分967,680分の1,260 山 田 正 江 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の60	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番1－515号
共有持分967,680分の210 佐久間 孝 康 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の10	札幌市豊平区月寒西4条5丁目1番10－401号	共有持分967,680分の630 山 田 剛 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の30	札幌市北区屯田9条3丁目2番2－912号
共有持分967,680分の420 村 上 つ江子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20	札幌市手稲区前田10条20丁目2番1号	共有持分967,680分の630 山 田 としえ （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の30	札幌市東区北21条東12丁目2番7－302号
共有持分967,680分の420 鹿 内 榮 三 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20	石狩郡当別町東町940番地1 町住431号	共有持分967,680分の1,260 森 山 光 雄 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の60	岩見沢市北村豊正224番地
共有持分967,680分の420 手 塚 深 雪 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20	石狩郡当別町元町104番地34 秀穂荘	共有持分967,680分の1,260 森 山 勇 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の60	札幌市北区百合が原9丁目6番1－301号
共有持分967,680分の420 鹿 内 満 雄 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目13番17号	共有持分967,680分の7,560 清 水 サ ク （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の360	札幌市豊平区平岸4条12丁目10番11号
共有持分967,680分の1,260 山 田 て る （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の60	樺戸郡月形町字篠津原野1701番地12	共有持分967,680分の1,512 小 山 孝 夫 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の72	大分県大分市大字下郡335番地の47
共有持分967,680分の420 山 田 雅 司 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20	樺戸郡月形町字篠津原野1701番地12	共有持分967,680分の756 小 山 浩 明 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の36	大分県大分市大字下郡335番地の47
共有持分967,680分の420 佐 藤 美恵子 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の20	岩見沢市かえで町3丁目1番5－402号 道営住宅5号棟402号室	共有持分967,680分の756 小 山 孝 彦 （亡）長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の36	東京都目黒区下目黒5丁目12番3－209号 下目黒テラス
		共有持分967,680分の3,024 田 中 泰 雄	札幌市北区新琴似12条17丁目2番

(亡) 長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の144)	12号
共有持分967,680分の3,024 田 中 登 (亡) 長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の144)	札幌市手稲区前田 1 条 3 丁目 4 番 12号
共有持分967,680分の3,024 横 山 静 子 (亡) 長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の144)	神奈川県横浜市磯子区洋光台四丁 目 3 番32号
共有持分967,680分の3,024 花 見 啓 子 (亡) 長谷川與三吉の法定相続による共有持分46,080分の144)	札幌市清田区北野 4 条 4 丁目 4 番 17号

北海道収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第 2 項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成22年10月14日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成22年 9 月24日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

1 書類の名称

審理の開始通知書（平成22年 9 月22日付け北収第188号北海道収用委員会会長通知）

2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする 土地の所在・地番
不明 (ただし、土地登記記録上の住所は、 名古屋市千種区春岡通四丁目18番 地)	李 節子（通称名 宮本 節子） (ただし、土地登 記記録上の氏名は、 宮本 節子)	石狩郡当別町字青山奥2915 番 3 （分筆前の地番）